

神戸市告示第 286 号

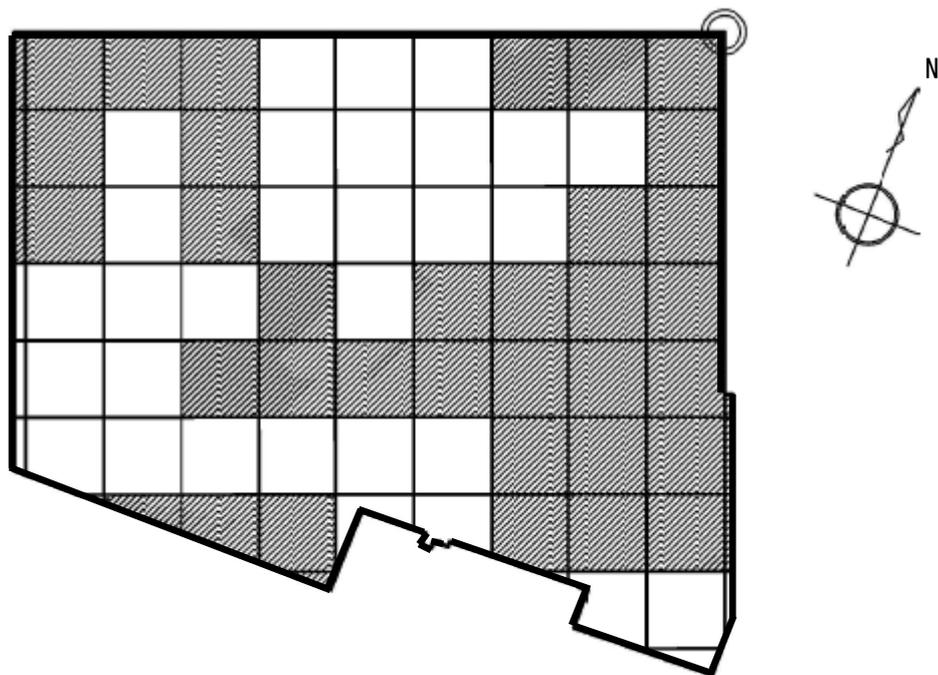
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時要届出区域を次のとおり解除する。

平成 27 年 7 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する区域
兵庫区笠松通 10 丁目 1 番の一部，10 番の一部，11 番の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた措置
土壤汚染の除去

別図



<p>< 凡例 ></p> <p> 起点</p> <p> 調査対象地</p> <p> 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域</p>	<p>< 起点 > 起点は，兵庫区笠松通 10 丁目 11 番の最北端地点とする。</p> <p>< 格子の回転角度 > 68° 39' 23"</p> <p>起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。</p>
--	---